

justax

No.52

NOV'97

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

書留郵便の受領権限はだれに？

●処分に係る通知を受けた日●

国税通則法は、更正処分等に対する不服申立ての方法として、異議申立て及び審査請求の手続きを設け、原則としてこの2段階の不服申立て手続きを経た後でなければ原処分の取消訴訟を提起することができないものと定めています。そして、異議申立ては、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して2か月以内にしなければならない（通則法77条1項）と規定されています。異議申立てが、適法になされたか否かについて争い、納税者の言い分が認められた事例をご紹介します（平成9年4月30日横浜地裁）。

◎原告は、平成3年にマンションを譲渡し、措置法35条（居住用財産の特別控除）の特例を適用して申告したところ、被告課税庁は、居住用家屋の譲渡には当たらないとして、平成5年12月27日、更正処分等に係る通知書を簡易書留郵便により原告宛に発送しました。発送に先立ち、調査官が電話で通知書の送付先を尋ねたところ、原告は、A町には居住していないが実母がおり、よく行くのでそこで受け取ることができる旨話したことから、この通知書はA町の家に送達され、平成5年12月29日、同所に住む実母が自分の印鑑を用いて受領しました。

平成6年3月31日、原告は異議申立てをしましたが、異議申立期間を徒過した不適法な申立てであるとして却下の決定を受けました。課税庁は、異議申立期間は、実母が通知書を受領した日の翌日である平成5年12月30日から進行することになると主張しています。

◎裁判所は、国税通則法77条1項の「処分に係る通知を受けた」とは、郵便が名宛人の住所に配達されたときをいうが、常に受送達者が直接その書類を受領して了知することを要するものではなく、当該通知が受送達者あるいはこれと生計を一にする同居人若しくは受送達者のために受領権限を有する者に了知できると認められる客観的状态に置かれれば足りると判示しました。

◎原告と実母は、生計を一にする同居人ではないから、原告が実母に書留郵便の受領権限を委任していたかどうかが問題になります。この点に関し裁判所は、実母はこれまでも原告宛の郵便物を袋に入れてまとめておき、原告に渡していたことが認められるから、郵便物の受領権限を委任していたかのようなのであるが、しかし、原告はA町を対外的な窓口としての住所として外部に明示しただけで、実母に対し、本件通知書のような書留郵便物という法的に重要な意味を有する書類の受領のため、特に印鑑を渡すなどの授権行為をしたことが認められないとして、「処分に係る通知を受けた日」は、実母が通知書を受領した平成5年12月29日ではなく、原告が実母から通知書を手渡され、これを開封した平成6年3月14日であると判断しました。したがって、異議申立期間内である平成6年3月31日にされた異議申立ては、適法なものと認定されました。

以上の他に、「居住用家屋」について、裁判所は、マンションを所有していた期間、電話も引かず、電気ガスの使用量も極めてわずかであり、給水契約も締結していないことから、特例の適用はないとして棄却しています。また、通則法12条1項の「住所又は居所」についても判断を示しています。

(資料提供 税法データベース編集室)